

情 1 1 6 号事件

第 1 審査会の結論

令和 6 年 1 1 月 2 6 日付け公文書部分開示決定は取り消し、第 3 審査会の判断 3 から 6 のとおり、部分開示すべきである。

第 2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 1 1 月 1 日付けで、実施機関に対し、「空き家等対策特別法にかかる建物（桑名市大字東方字福島前 663-4）のすべての資料」の開示を求める公文書開示請求を行った。

2 公文書部分開示決定（都管第 2 0 7 号の 1）

実施機関は、令和 6 年 1 1 月 1 1 日付けで公文書部分開示決定（都管第 2 0 7 号の 1）をし、下記の公文書を開示した。

記

- ① 建築物等の維持保全について（お願い）
- ② 窓口等対応関係調書
- ③ 要望書
- ④ 対応経過（概略）
- ⑤ 法律相談報告書
- ⑥ 無料公用住民票等の請求書
- ⑦ 住民票（公用）
- ⑧ 戸籍（公用）
- ⑨ 水道閉栓証明書の交付（公用）について
- ⑩ 水道閉栓証明書（公用）
- ⑪ 位置図、現場の写真
- ⑫ 根拠法令（建築基準法、空き家等対策の推進に関する特別措置法）

3 公文書部分開示決定（都管第 2 0 7 号の 1）

実施機関は、令和 6 年 1 1 月 2 6 日付けで公文書部分開示決定をし、追加で下記の文書を開示した。

記

- ⑬ 空き家通報台帳
- ⑭ 現場の航空写真（桑名市大字東方福島前 663-2 の航空写真）
- ⑮ ADWORLDの土地台帳情報（地番：大字東方福島前 6 6 3 - 4）
- ⑯ ADWORLDの建物台帳情報（地番：大字東方福島前 6 6 3 - 4）
- ⑰ 現場の写真（是正前の空き家）

⑱ 現場の写真（解体完了後：令和５年１０月４日）

４ 本件審査請求

審査請求人は、令和６年１２月２日付で本件審査請求を行った。審査請求の趣旨および理由の骨子は、下記のとおりである。

記

（１）請求の趣旨

公文書部分開示の決定を取り消し、全ての開示を求める。

（２）理由

実施機関が、桑名市情報公開条例第７条第６号に該当するとの理由で不開示とした部分は、開示したとしても、すでに当該建物は解体済みであり、空き家の管理業務に著しい支障を及ぼす具体的なおそれは想定されないため、開示すべきである。

また、当該物件の土地、建物所有者情報から、「〇〇〇〇」氏が所有者であることが伺われるが、空き家通報台帳では、開示された部分から「寺田商店」の名称が随所に出てくる。そのため、所有者ではない寺田商店がどのような理由から当該建物の解体に至ったのかを明らかにしたい。

５ 実施機関の弁明等

（１）弁明の趣旨

実施機関が公文書開示請求に対して、部分開示決定を行った判断は妥当であるとの答申を求める。

（２）公文書部分開示とした理由

本件公文書は、桑名市情報公開条例（以下「条例」という。）第７条６号の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため不開示とすべきである。

本件のような空家等対策事業は、周辺住民等から空家等に関する相談等に対応し、正確な調査を前提に、助言又は指導や勧告、命令、戒告、代執行等の措置を行うものであり、そのためには関係者らの協力が不可欠である。

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第５条は「空家等の所有者等には、このような行政が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」とあり、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針」には、所有者等に対して法第９条第１項に基づいた聞き取り調査等を行うことが重要であると記載されている。

また、法第１０条第１項では、当該事務のために利用する目的で保有する情報で空家等の所有者等に関するものについては、内部で利用することが可能であり、法第１０条第３項では、必要があるときは、関係する者に対して空

家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができると規定されている。

実施機関が空家等の所有者等を把握するため関係者から聞き取り調査をして収集した情報が仮に開示された場合、聞き取り等を受けた関係者は、自身の証言が開示されることをおそれ、真実を述べることを躊躇したり、開示されることを前提とした証言となる可能性がある。

その結果、正確な事実関係の調査が困難となることが考えられ、空家等対策事業の適正な執行に著しい支障が及ぶおそれがあるため、本件の情報は条例第7条第6号が定める不開示事情に該当する。

6 審査請求人の実施機関の弁明に対する意見

条例第7条第6号の趣旨は、桑名市の情報公開事務マニュアルによると「市の説明責任の観点からは、本来、行政の業務遂行に関わる情報は、情報公開の対象とされなければなりません。しかし、情報の持つ性格によっては、公開することで当該事務・事業の遂行に著しい支障をきたすことも考えられます。第7条第6号では、このような情報を不開示とできる旨を定めています。ただし、『著しい支障を及ぼすおそれがあるもの』とされているので、不開示とするためには、『法人情報』に比べ、より明確な理由付けが必要となります。」と記載されている。

今回、開示請求の対象となっている「空き家通報台帳」には、空き家の所有者、管理の対応経過や記録が記載されている。実施機関は、台帳に記載された情報が開示された場合、聞き取り等を受けた関係者が開示されることをおそれ、真実を述べることを躊躇したり、開示されることを前提とした証言となる可能性があり、その結果、正確な事実関係の調査が困難となることが考えられ、空き家等対策事業の適正な執行に著しい支障が及ぶおそれがあるとして、条例7条第6号に定める不開示情報に該当すると主張する。

しかしながら、個人情報や不利益な法人情報は原則として不開示情報に該当するため、証言者や証言内容について非開示が想定される中で、さらに台帳に記載された管理の対応経過や記録を開示した場合の具体的な支障の内容は明らかではない。

また、空き家が存在する地域の住民からすれば、空き家の所有者や占有者がどのような対応をするのか、行政がどのように対応しているのかといった部分は非常に関心があるところであり、可能性があるという程度の抽象的な理由から非開示とするのは妥当ではない。

加えて、今回、開示対象となった空き家はすでに解体が済んであり、空き家の所有者等と行政機関が交渉中であるといったような事情もない中で、将来、同種の事業についての可能性があることで非開示と判断することは妥当ではない。

第3 審査会の判断

- 1 請求人が「弁明書に対する意見書」で述べているとおり、個人情報是不開示情報（条例第7条第2号）に該当するため、空き家通報台帳等に記載されている個人名およびその証言については開示すべきでない。また、本件において、同条同号ただし書きアないしウに該当する情報は無いものと認められる。
- 2 請求人は不開示とした部分を開示したとしても、すでに当該建物は解体済みであり、空き家の管理業務に著しい支障を及ぼす具体的なおそれは想定されないと主張する。しかしながら、所有者等が不明の空家等は今後も出てくることは想定されるところであり、空家等の所有者等を特定するために実施機関が周辺住民に聞き取り調査をして収集した情報を公開してしまうと、当該住民の主観的認識や意見にかかる部分が開示されてしまうこととなり、聞き取り調査に応じた住民に影響を与え、証言を拒んだり、公開されることを前提にした証言になる蓋然性があり、実施機関が空家等の所有者等を特定するための調査の事業に著しい支障が及ぼすおそれがあるといえる（条例第7条第6号）。したがって、周辺住民の証言は不開示情報に該当する。
- 3 請求人が述べるとおり、空家等対策事業が適正に執行されているかどうかは、周辺住民の関心を寄せるところであり、条例第1条の理念のとおり、市政の諸活動を市民に説明する責務が実施機関にあるといえる。したがって、実施機関と空家等の所有者等の対応等については、実施機関が行う指導等に関する基準・傾向が把握されない程度に（当該基準・傾向が把握されれば、他の空家等の放置を助長する等の弊害が生じ得る）開示すべきである。開示する箇所については、以下に記す。
- 4 空き家通報台帳の所在地は、開示すべきである。
- 5 空き家通報台帳の対応経過・記録の開示すべき部分は以下のとおりである。
なお、〇〇〇〇と表記した部分は不開示のままとすべきである。
 - ・「これから解体の準備を行うとのこと。しかし前面道路が非常に狭く、重機すら入れない。〇〇〇〇〇〇の土地を一時的に使わせていただきました。。市の方から〇〇〇〇〇〇に一言言ってもらいたい。了解と回答。」（原文ママ）
 - ・「今回の訪問にて、寺田商店の社長は取り壊す意向であることを確認した。また解体の際に〇〇〇〇〇〇の土地を一時的に使わせてほしいとの要望を受けた。今後寺田商店から連絡が入ると思うので、対応をお願いしたい。了解したとのこと。」
 - ・「民民のトラブルであるため、行政は関与できないことを説明したが、また今後、話を聞いてもらいたいことがあれば連絡すると言われた。行政として協力できる所と、できない所はある旨を説明し理解を得られた。」
- 6 航空写真の開示すべき部分は以下のとおりである。
 - ・「寺田商店が解体」

- ・「民民間の境界トラブルである。民民の話は行政は関与できないと話をし、理解は得られたものの、また相談に乗ってほしいかもしれないと言われる。従って、今後、寺田商店社長から連絡が入る可能性あり。民民トラブルは行政で対応できない方針とする。」

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月17日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
12月19日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
12月25日	・審査請求人から意見書受理
12月25日	・審査請求人から審査会出席申請書受理
令和7年1月31日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
2月13日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	板 垣 謙太郎	弁護士
副会長	藤 枝 律 子	元大学教授
委 員	井 上 五 郎	税理士
委 員	大 坂 恭 子	弁護士
委 員	中 村 博太郎	弁護士